

事務連絡
令和3年5月31日

全国健康保険協会
健康保険組合連合会
健康保険組合
地方厚生（支）局

} 御中

厚生労働省保険局保険課

国民健康保険組合の組合員等からの暴力等を受けた者
の取扱い等に係る通知の発出について

先般、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日付け保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知等）により、被保険者等からの暴力等を受けた者に係る健康保険の被扶養者認定の取扱い等についてお示ししたところです。今般、国民健康保険組合の組合員等からの暴力等を受けた者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、別紙「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）のとおり整理され、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長宛に送付されておりますのでお知らせします。

<参考>
(別紙)

「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）